

沖縄県緊急事態宣言

(新型コロナウイルス感染症警戒レベル第3段階)

(期間：令和2年8月1日～15日)

- 1 感染を拡大させないため、沖縄県全域において、不要不急の外出自粛をお願いします。特に、多くの感染例がみられる会食や会合は控えてください。
- 2 那覇市内の飲食店の営業時間を、朝5時～夜10時までとするようお願いします。
- 3 急速に感染が拡大している那覇市松山地域の接待・接触を伴う遊興施設等について、休業を要請します。また、宮古島市平良西里・下里地域、石垣市美崎町の同様の施設等についても、令和2年8月7日から20日までの間、休業を要請します。
※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等をいう。
- 4 県民の皆様には、県をまたぐ不要不急の往来は自粛をお願いします。県外からの渡航については、慎重に判断していただきますようお願いいたします。
- 5 来島自粛を求めている離島への渡航は自粛をお願いします。また、その他の離島についても、離島の医療体制は脆弱であることから、本島と離島間、離島と離島間の移動については、必要最小限とするようお願いいたします。
- 6 県内イベントの開催については、中止、延期又は規模縮小の検討をお願いします。なお、実施する場合にはガイドラインに沿って十分な感染対策を行ってください。

※上記は、新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づくお願いです。